

子育てエコホーム支援事業補助金 交付決定のお知らせ（見本）

子育てエコホーム支援事業 交付決定のお知らせ

子育てエコホーム支援事業事務局

ご申請いただきました子育てエコホーム支援事業補助金について下記のとおり交付決定しましたので、お知らせいたします。
補助金の交付を希望しない場合、取り下げ期日までに事務局までお知らせください。詳しくは子育てエコホーム支援事業者までお問い合わせください。

なお、交付決定通知をもって、補助金が交付されるものではありません。
申請の対象となる工事が完了した後に完了報告の手続きが必要となりますのでご注意ください。

記

1. 補助金の交付対象となる事業および内容は以下の補助金交付申請のとおりとする。

交付申請日	令和6年4月26日
交付申請番号	■■■■■■■■■■
申請タイプ	注文住宅の新築
子育てエコホーム支援事業者*	■■■■■■■■■■
担当者氏名	■■■■■■■■■■
共同事業者	■■■■■■■■■■
対象住宅の所在地	■■■■■■■■■■
引渡（予定）日	令和6年9月6日

*法人格を有さない事業者の場合、代表者氏名を記載しています。

以上

2. 「1.」の交付申請に基づく補助金の交付決定額は以下のとおり決定する。

交付決定日	令和6年7月24日
交付決定額	■■■■■■■■■■
完了報告期限*1	令和7年7月31日
取下期日*2	令和7年3月20日
補助金振込予定日	下表（*3）参照

*1 完了報告の期限までに、子育てエコホーム支援事業者による完了報告手続きが必要です。完了報告の提出がない場合、事務局より子育てエコホーム支援事業者へ補助金の返還を求めます。

*2 交付決定の内容または付された条件等に不服がある場合は、当該期日または完了報告の提出のいずれか早い日付までに申請の取り下げを行ってください。当該期日までに取り下げが行われない、または令和7年2月20日までに完了報告の審査が完了する場合、実績報告が行われたものとして扱い、補助金を確定します。

*3 補助金の振込予定は、以下の実績報告の方法①②により異なります。

実績報告の方法	補助金振込予定日
①取下期日までに取り下げを行わない	令和6年度末（令和7年3月末ごろ振込）
②令和7年2月20日までに完了報告の審査完了	完了報告の審査完了月の翌月もしくは翌々月（当月20日締め、翌月末振込）

以上

【記載情報に関するお断り】

・印字できない一部の文字は、常用漢字もしくはひらがなに置きかえている場合があります。

完了報告
入居後、所定の期限まで
新築住宅は、子育てエコホーム支援事業者から、入居の報告が必要です。
（期限までに完了報告ができておらず返元を受けている場合、補助金の返還を求めます。）
以下の書類（全てコピー）を準備しましょう。
●新築住宅への入居が確認できる住民票（世帯票） ●（共同住宅のみ）不動産登記
※必要に応じて、他の書類の提出を求められることがあります。

補助金の交付・還元
補助金は、子育てエコホーム支援事業者に振り込まれます。
共同事業実施規約の取り決めに従い、以下のいずれかで子育てエコホーム支援事業者から本補助金の還元を受けてください。
① 契約代金（最終支払）の一部に充当
② 現金の支払い（契約代金を精算済みの場合に限り）

補助金の交付後
▶本補助金の交付を受けて取得した住宅や設備等について、補助金の交付から10年間は、国・事務局の承認なく交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊すことができません。（住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合はこの限りではありません。）
▶本補助金は一時所得に該当します。ただし、確定申告における所定の手続きにより、所得の参入から除外できる場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。
（本ハガキは確定申告まで大切に保管してください）